

# ★法務局から地図作成についてのお知らせ★

千葉地方法務局では、今後、以下のとおり登記所備付地図を作成することとなりましたので、お知らせします。

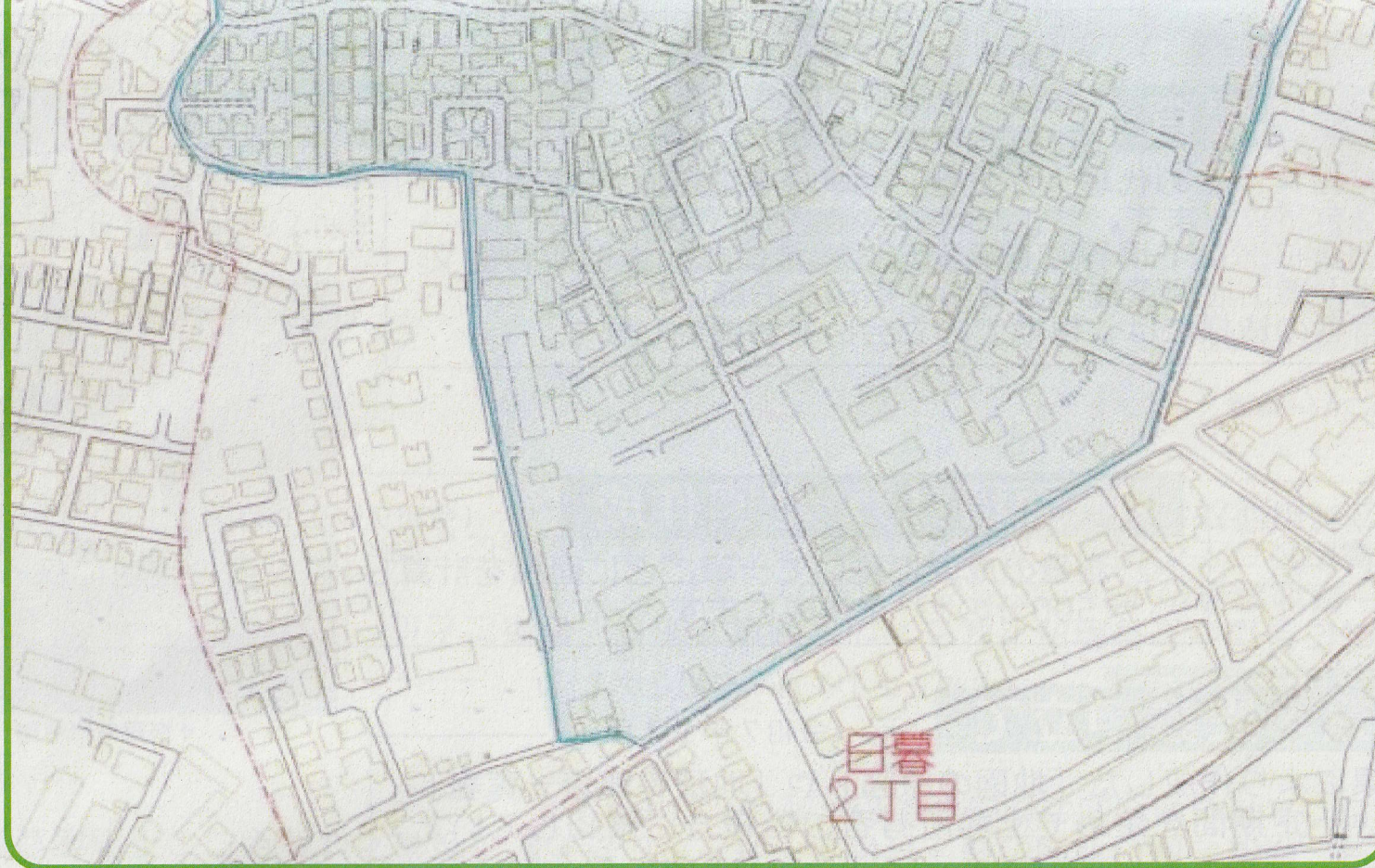
この作業を円滑に進行するため、作業地区内に土地を所有する皆様には、御協力を賜りますようお願いいたします。

作 業 地 区

千駄堀地区

(松戸市千駄堀、松戸新田及び金ヶ作の各一部地域)





**作 業 期 間**

令和6年11月から令和8年3月31日までの間

**インフォメーション**

近日中に、地図作成に関する詳しい資料を作業地区内に土地を所有する皆様に送付する予定ですので、御確認ください。

**お問合せ・連絡先**

千葉地方法務局 登記所備付地図作成現地事務所  
TEL 047-386-2930